

電気料金表

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	さかてんでんき 1
	さかてんでんき 2
電力需要	さかてんでんき 3

2 さかてんでんき

(1) さかてんでんき 1

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（東北エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り、）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 契約電流

- ① 契約電流は、原則として、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ② 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、4（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき電気料金表別紙のとおりといたします。

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(2) さかてんでんき2

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、4（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき電気料金表別紙のとおりといたします。

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(3) さかてんでんき3

イ 適用範囲

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、原則として、契約電力が1キロワット以上かつ50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、この需給約款による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この需給約款による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

ハ 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、4（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき電力料金表別紙のとおりといたします。ただし、また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

ニ その他

① 変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

② お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

3 付帯メニュー

(1) 電気需給約款に付帯して提供する付帯メニューに関する詳細事項は、付帯メニュー定義書にて定めます。

(2) 付帯メニュー定義書では、適用条件等を定めます。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、料金表別紙のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

(イ) 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。ただし、当該値が(ロ)の離島平均燃料価格上限値を上回る場合の離島平均燃料価格は、(ロ)の離島平均燃料価格上限値といたします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均石炭価

α 、 β 、 γ は、料金表別紙のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島平均燃料価格上限値は、電気料金表別紙のとおりといたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 東北エリア

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} = & (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000 \\ & + (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格等算定期間の平均燃料価格または離島平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格等算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格等算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格等算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電気料金表別紙のとおりといたします。

(3) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、電気料金表別紙のとおりといたします。

(4) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電気料金表別紙のとおりといたします。

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イおよびロの各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ハによって算定された燃料費調整単価をあらかじめお知らせいたします。

電気料金表別紙

1 料金単価

さかてんでんき 1

基本料金単価	契約電流 30A	1,056.00 円
	契約電流 40A	1,408.00 円
	契約電流 50A	1,760.00 円
	契約電流 60A	2,112.00 円
電力量料金単価	最初の400キロワット時までの1キロワットにつき	35.38 円
	400キロワット時をこえる1キロワット時につき	38.91 円

さかてんでんき 2

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	352.00 円
電力量料金単価	最初の400キロワット時までの1キロワットにつき	36.73 円
	400キロワット時をこえる1キロワット時につき	39.80 円

さかてんでんき 3

基本料金単価	契約電力1キロワットにつき	1,294.10 円
電力量料金単価	1キロワット時につき	25.77 円

※付帯メニュー

【ガス・電気セット割】

当社は、適用条件に定める条件を満たすお客様からのお申し込みを承諾した場合には、毎月の電気料金を以下のように割引いたします。

イ さかてんでんき1・・・1か月の使用電力量1キロワット時につき1円（税込み）

ロ さかてんでんき2・・・1か月の使用電力量1キロワット時につき1円（税込み）

2 燃料費調整諸元

(1) 基準燃料価格等

エリア	基準燃料価格 1キロリットル につき	α	β	γ	基準単価 1キロワット 時につき
東北	83,500 円	0.0259	0.2563	0.8915	0.197 円

(2) 離島基準燃料価格等

エリア	離島基準 燃料価格 1キロリットル につき	離島平均燃料 価格上限値 1キロリットル につき	α	β	γ	離島基準単価 1キロワット 時につき
東北	79,300 円	119,000 円	1.0000	-	-	0.001 円